

一般介護予防事業

いつまでも元気に過ごしていくために、介護予防に役立つ事業を行います。

- 運動やレクリエーションを行ったり、認知症予防などについて学ぶ介護予防教室や介護予防をテーマとした講演会を開催するなど、介護予防に関する周知・啓発を行います。
- 住民主体で行う介護予防活動の支援等を行います。
- 地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職などが助言等を行います。

介護予防についての相談は地域包括支援センターへ！

No.	名称	所在地	電話番号	担当地区(自治会連合会名)
1	地域包括支援センター御本丸	中央1-5-12見木ビル	651-4777	中央、築瀬、城東
2	地域包括支援センターようなん	陽南4-6-34	658-2125	陽南、宮の原、西原
3	地域包括支援センターきよすみ	星が丘1-7-38	622-2243	昭和、戸祭
4	地域包括支援センター今泉・陽北	今泉3-13-1喜多川マンション1階	616-1780	今泉、錦、東
5	地域包括支援センターさくら西	西2-1-7	610-7370	西、桜
6	鬼怒地域包括支援センター	御幸町77森崎ビル	683-2230	御幸、御幸ヶ原、平石
7	地域包括支援センター清原	鑑山町1983	667-8222	清原
8	地域包括支援センター瑞穂野	上桑島町1476-2	656-9677	瑞穂野
9	地域包括支援センター峰・泉が丘	東今泉2-1-1	613-5500	峰、泉が丘
10	地域包括支援センター石井・陽東	石井町2580-1	660-1414	石井、陽東
11	よこかわ地域包括支援センター	屋板町578-504	657-7234	横川
12	地域包括支援センター雀宮	南高砂町11-17	655-7080	雀宮(東部)
13	地域包括支援センター雀宮・五代若松原	針ヶ谷町655	688-3371	雀宮(西部)、五代若松原
14	緑が丘・陽光地域包括支援センター	双葉1-13-56	684-3328	緑が丘、陽光
15	地域包括支援センター砥上	砥上町54-1	647-3294	姿川(北部)、富士見、明保
16	姿川南部地域包括支援センター	幕田町1456-1	654-2281	姿川(南部)
17	くにもと地域包括支援センター	宝木本町2141	666-2211	国本
18	地域包括支援センター細谷・宝木	細谷町486-7	902-4170	細谷、宝木
19	富屋・篠井地域包括支援センター	徳次郎町65-8	665-7772	富屋、篠井
20	城山地域包括支援センター	田野町666-2	652-8124	城山
21	地域包括支援センター豊郷	川俣町900-2	616-1237	豊郷
22	地域包括支援センターかわち	白沢町771	673-8941	古里中学校区
23	田原地域包括支援センター	上田原町346-18	672-4811	田原中学校区
24	地域包括支援センター奈坪	中岡本町3749-37	671-2202	河内中学校区
25	上河内地域包括支援センター	中里町2687-4	674-7222	上河内

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

- 要介護(支援)認定については
認定審査グループ ☎028-632-2986
- 介護保険サービスについては
介護サービスグループ ☎028-632-2906
- 介護予防については
相談支援グループ ☎028-632-2358

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

65歳以上の
みなさんへ

いつまでも 自分らしく暮らすために

平成29年4月から新しく介護予防・
日常生活支援総合事業が始まります！



「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、
自立した生活を送りましょう！

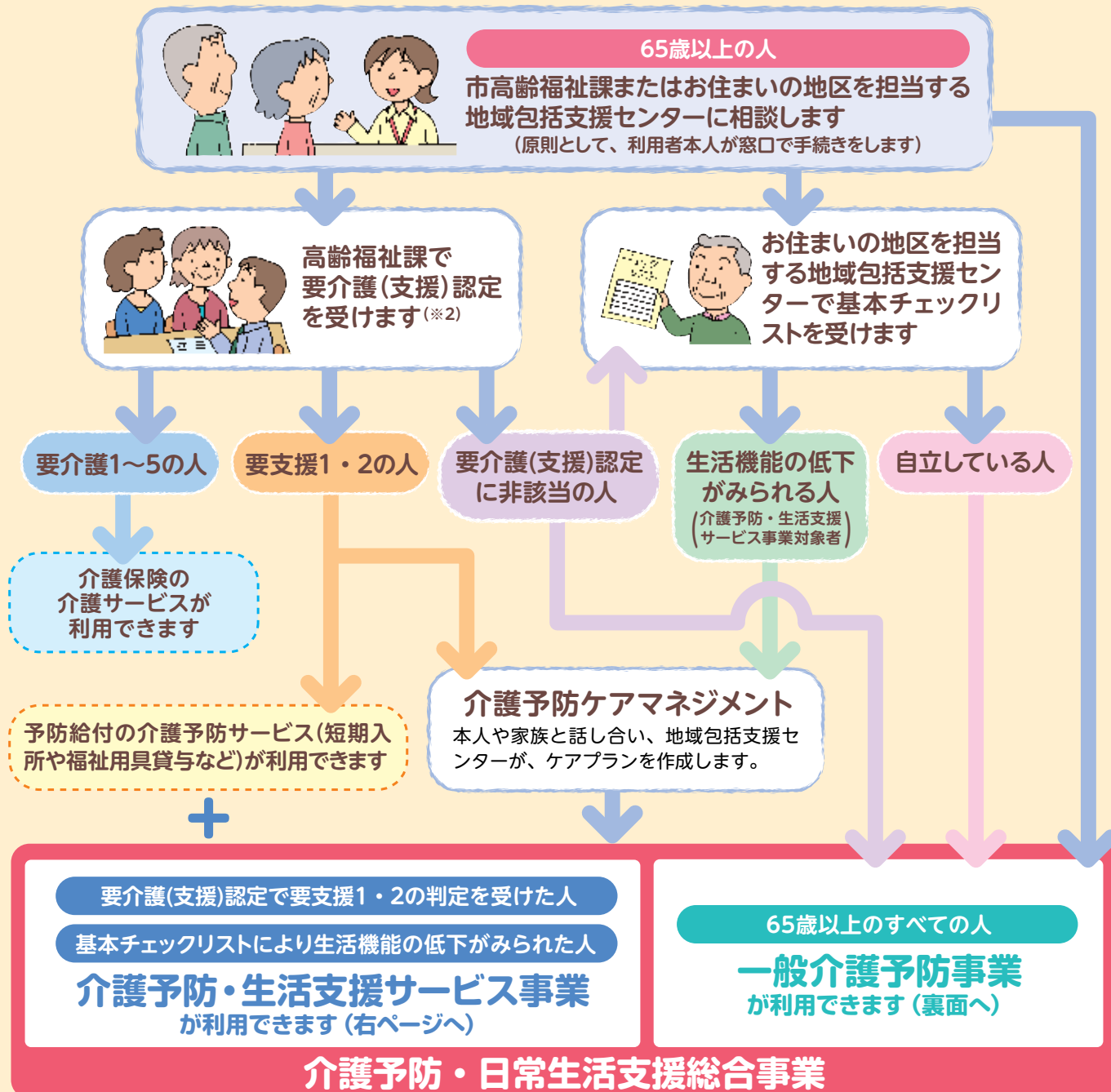
本市では、平成29年4月から新しく「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。この事業では、これまで介護保険で行っていた要支援1・2の人向けの介護予防サービスの一部や一人ひとりの状態に合わせた生活支援のサービスを利用できます。住みなれた地域で自分らしく生活するためにも、「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、積極的に介護予防に取り組みましょう。

「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して自立した生活を送りましょう!

介護予防・日常生活支援総合事業では、これまで介護保険で行っていた要支援1・2の人向けの介護予防サービスの一部や、介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。なるべく介護を必要としない暮らしを送るためにも、介護予防・日常生活支援総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。まずは市高齢福祉課またはお住まいの地区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

利用までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援1・2と認定された人や、基本チェックリスト(※1)により生活機能の低下がみられる人が対象の「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が対象の「一般介護予防事業」があります。



※1 高齢者の生活機能低下の状態などを判断する25項目の質問用紙。
※2 事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護(支援)認定の申請をすることができます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では こんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- これまで介護保険で行っていた従来同様のサービスとして、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
- 一定の研修を受けた人が居宅を訪問し、生活援助を行います。
- 地域住民やNPOなどが主体となり、ゴミ出しなどの生活援助を行います。
- 専門職などが、健康に関する短期的な指導を行います。



通所型サービス

- これまで介護保険で行っていた従来同様のサービスとして、通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
- 身近なデイサービス施設で運動やレクリエーションなどを行い、自立した生活を支援します。
- 地域住民やNPOなどが主体となり、レクリエーションや運動など、自主的な通いの場を提供します。
- 生活機能を改善するため、運動器・口腔器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。



その他の生活支援サービス

- 見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。

